

佐賀県規則第32号

佐賀県県税条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県県税条例施行規則（昭和30年佐賀県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
(諸様式) 第2条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）、 条例及びこの規則（以下「規則」という。）の規定に規定する書 類の様式は、次の表に掲げるところによる。			(諸様式) 第2条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）、 条例及びこの規則（以下「規則」という。）の規定に規定する書 類の様式は、次の表に掲げるところによる。		
様式番号	様式名	関係条項	様式番号	様式名	関係条項
略			略		
様式第16号	不動産（／土地／家屋／）の 取得申告書	条例第57条の <u>3</u> 、 <u>第61条</u> 、 <u>第 63条の2第4項</u> 及び第66条の2 第2項	様式第16号	不動産（／土地／家屋／）の 取得申告書	条例第57条の3 <u>第1項</u> 、 <u>第61条</u> <u>第1項</u> 、 <u>第63条</u> <u>の2第5項</u> 及び 第66条の2第2 項
様式第17号	住宅、住宅の用に供する土地 の取得に係る特例適用申告書	条例第57条の <u>3</u> 、 <u>第63条の2</u> <u>第4項</u> 及び第66 条の2第2項	様式第17号	住宅、住宅の用に供する土地 の取得に係る特例適用申告書	条例第57条の3 <u>第1項</u> 、 <u>第63条</u> <u>の2第5項</u> 及び 第66条の2第2 項
略			略		
様式第20号	住宅の新築又は耐震基準適合 既存住宅等の用に供する土地 に対する不動産取得税の減額 又は還付申請書	条例第63条の2 <u>第6項</u>	様式第20号	住宅の新築又は耐震基準適合 既存住宅等の用に供する土地 に対する不動産取得税の減額 又は還付申請書	条例第63条の2 <u>第8項</u>

改正前			改正後		
略			略		
様式第23号	不動産取得税の納税義務の免除又は還付申請書	条例第66条の3第3項、第66条の4第2項、第66条の5第3項及び第66の6第2項	様式第23号	不動産取得税の納税義務の免除又は還付申請書	条例第66条の4第3項、第66条の5第2項、第66条の6第3項及び第66の7第2項
様式第24号	住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予申告書	条例第64条第2項及び附則第17条第3項	様式第24号	住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予申告書	条例第64条第2項
様式第25号	不動産取得税徴収猶予申告書	条例第64条第2項、第66条の2第3項、第66条の3第3項、第66条の4第2条、第66条の5第3項及び第66条の6第2項	様式第25号	不動産取得税徴収猶予申告書	条例第64条第2項、第66条の2第3項、第66条の3第3項、第66条の4第3項、第66条の5第2項、第66条の6第3項及び第66条の7第2項
略			略		
(条例第57条の3及び第63条の2第4項の申告)			(条例第57条の3第1項及び第63条の2第5項の申告)		
<p>第7条の5 条例第57条の3又は第63条の2第4項の規定による申告は、当該住宅又は土地の取得の日から60日以内に、住宅、住宅の用に供する土地の取得に係る特例適用申告書によりしなければならない。</p> <p>2 条例第61条第1項の申告をする者で法第73条の14第1項若しくは第3項又は条例第63条の2第1項若しくは第2項の規定の適用</p>			<p>第7条の5 条例第57条の3第1項又は第63条の2第5項の規定による申告は、当該住宅又は土地の取得の日から60日以内に、住宅、住宅の用に供する土地の取得に係る特例適用申告書によりしなければならない。</p> <p>2 条例第61条第1項の申告をする者で法第73条の14第1項若しくは第3項又は条例第63条の2第1項から第3項までの規定の適用</p>		

改正前	改正後																																																																
<p>を受けようとするものは、不動産（／土地／家屋／）の取得申告書を提出することにより、前項の申告書に代えることができる。この場合において、不動産（／土地／家屋／）の取得に関する申告書が市町長に提出された日に<u>条例第57条の3</u>又は<u>第63条の2第4項</u>の申告がなされたものとみなす。</p> <p>3 知事が特別の事情があると認められた者は、前2項の規定にかかわらず、知事が別に定める方法により、<u>法第73条の14第1項若しくは第3項</u>又は<u>条例第63条の2第1項若しくは第2項</u>の規定の適用を受けようとする旨の申告をすることができる。</p>	<p>を受けようとするものは、不動産（／土地／家屋／）の取得申告書を提出することにより、前項の申告書に代えることができる。この場合において、不動産（／土地／家屋／）の取得に関する申告書が市町長に提出された日に<u>条例第57条の3第1項</u>又は<u>第63条の2第5項</u>の申告がなされたものとみなす。</p> <p>3 知事が特別の事情があると認められた者は、前2項の規定にかかわらず、知事が別に定める方法により、<u>法第73条の14第1項若しくは第3項</u>又は<u>条例第63条の2第1項から第3項</u>までの規定の適用を受けようとする旨の申告をすることができる。</p>																																																																
<p>様式第8号</p> <table border="1" data-bbox="232 676 1066 1075"> <tr> <td colspan="2">略</td> <td colspan="2">略</td> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> <u>連結親法人</u></td> <td><input type="checkbox"/> <u>連結子法人</u></td> <td><u>連結親法人の 最初連結事業年度</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">連結子法人の場合</td> <td><u>連結承認年月日</u></td> <td><u>連結子法人の 適用開始事業年度</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ふりがな <u>連結親法人名</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>連結親法人所在地</u></td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </table> <p>添付書類 略</p> <table border="1" data-bbox="232 1123 1066 1168"> <tr> <td>備考 略</td> </tr> </table>	略		略		略	略				<input type="checkbox"/> <u>連結親法人</u>	<input type="checkbox"/> <u>連結子法人</u>	<u>連結親法人の 最初連結事業年度</u>	略	連結子法人の場合	<u>連結承認年月日</u>	<u>連結子法人の 適用開始事業年度</u>	略	略			ふりがな <u>連結親法人名</u>				<u>連結親法人所在地</u>	略		略				備考 略	<p>様式第8号</p> <table border="1" data-bbox="1160 676 1993 1075"> <tr> <td colspan="2">略</td> <td colspan="2">略</td> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> <u>通算親法人</u></td> <td><input type="checkbox"/> <u>通算子法人</u></td> <td><u>通算親法人の 最初連結事業年度</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">通算子法人の場合</td> <td><u>通算制度承認年月日</u></td> <td><u>通算子法人の 適用開始事業年度</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ふりがな <u>通算親法人名</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>通算親法人所在地</u></td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </table> <p>添付書類 略</p> <table border="1" data-bbox="1160 1123 1993 1168"> <tr> <td>備考 略</td> </tr> </table>	略		略		略	略				<input type="checkbox"/> <u>通算親法人</u>	<input type="checkbox"/> <u>通算子法人</u>	<u>通算親法人の 最初連結事業年度</u>	略	通算子法人の場合	<u>通算制度承認年月日</u>	<u>通算子法人の 適用開始事業年度</u>	略	略			ふりがな <u>通算親法人名</u>				<u>通算親法人所在地</u>	略		略				備考 略
略		略		略																																																													
略																																																																	
<input type="checkbox"/> <u>連結親法人</u>	<input type="checkbox"/> <u>連結子法人</u>	<u>連結親法人の 最初連結事業年度</u>	略																																																														
連結子法人の場合	<u>連結承認年月日</u>	<u>連結子法人の 適用開始事業年度</u>	略																																																														
	略																																																																
	ふりがな <u>連結親法人名</u>																																																																
	<u>連結親法人所在地</u>	略																																																															
略																																																																	
備考 略																																																																	
略		略		略																																																													
略																																																																	
<input type="checkbox"/> <u>通算親法人</u>	<input type="checkbox"/> <u>通算子法人</u>	<u>通算親法人の 最初連結事業年度</u>	略																																																														
通算子法人の場合	<u>通算制度承認年月日</u>	<u>通算子法人の 適用開始事業年度</u>	略																																																														
	略																																																																
	ふりがな <u>通算親法人名</u>																																																																
	<u>通算親法人所在地</u>	略																																																															
略																																																																	
備考 略																																																																	

様式第9号中

連結納税の承認等	<input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人		区 分	<input type="checkbox"/> 左記の連結法人となった。 <input type="checkbox"/> 左記の連結法人でなくなった	
	上記区分に該当することとなった事由	<input type="checkbox"/> 連結納税の承認があった。 <input type="checkbox"/> 完全支配関係を有することとなった。 <input type="checkbox"/> 連結完全支配関係を有しなくなった。(原因：) <input type="checkbox"/> 連結納税の承認の取消処分があった。 <input type="checkbox"/> 連結納税適用の取りやめの承認があった。			
	上記事由が生じた日	年 月 日			
	最初連結親法人事業年度	年 月 日から 年 月 日まで			
	連結子法人適用開始事業年度	年 月 日から 年 月 日まで			
	連結子法人の場合	連結親法人法人名			
		連結親法人所在地			

を

通算制度の承認等	<input type="checkbox"/> 通算親法人 <input type="checkbox"/> 通算子法人		区 分	<input type="checkbox"/> 左記の通算法人となった。 <input type="checkbox"/> 左記の通算法人でなくなった。	
	上記区分に該当することとなった事由	<input type="checkbox"/> 通算制度の承認があった。 <input type="checkbox"/> 完全支配関係を有することとなった。 <input type="checkbox"/> 完全支配関係を有しなくなった。(原因：) <input type="checkbox"/> 通算制度の承認の取消処分があった。 <input type="checkbox"/> 通算制度適用の取りやめの承認があった(グループ通算制度へ移行しない旨の届出を行った。)。			
	上記事由が生じた日	年 月 日			
	最初通算親法人事業年度	年 月 日から 年 月 日まで			
	通算子法人適用開始事業年度	年 月 日から 年 月 日まで			
	通算子法人の場合	通算親法人法人名			
		通算親法人所在地			

に、

「連結法人となった場合は、連結納税の承認申請書、出資関係図、グループ一覧等の写し
連結法人でなくなった場合は、国税庁長官の処分の通知等の写し」を

「通算法人となった場合は、通算制度の承認申請書、出資関係図、グループ一覧等の写し
通算法人でなくなった場合は、国税庁長官の処分の通知等の写し」に改める。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後				
<p>様式第16号</p> <p>(表)</p> <p>略</p> <p>佐賀県県税条例第57条の3、<u>第61条、第63条の2第4項</u>及び第66条の2第2項の規定により、次のとおり申告します。</p> <table border="1" data-bbox="232 762 1106 810"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>(裏)</p> <p>略</p> <p>様式第17号</p> <p>(表)</p> <p>略</p> <p>佐賀県県税条例第57条の3、<u>第63条の2第4項</u>及び第66条の2第2項の規定により、次のとおり申告します。</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="232 1230 1106 1278"> <tr> <td>略</td> </tr> </table>	略	略	<p>様式第16号</p> <p>(表)</p> <p>略</p> <p>佐賀県県税条例第57条の3第1項、<u>第61条第1項、第63条の2第5項</u>及び第66条の2第2項の規定により、次のとおり申告します。</p> <table border="1" data-bbox="1160 762 2033 810"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>(裏)</p> <p>略</p> <p>様式第17号</p> <p>(表)</p> <p>略</p> <p>佐賀県県税条例第57条の3第1項、<u>第63条の2第5項</u>及び第66条の2第2項の規定により、次のとおり申告します。</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1160 1230 2033 1278"> <tr> <td>略</td> </tr> </table>	略	略
略					
略					
略					
略					
<p><u>注 住宅や住宅の用に供する土地に係る不動産取得税の特例は、当該住宅又は土地の取得の日から60日以内に上欄の記載事項を</u></p>					

改正前	改正後		
<p><u>付記したこの申告書を提出しない場合は、その適用は受けられません。</u></p> <p>略</p> <p>(裏)</p> <p>略</p> <p>様式第20号</p> <p>略</p> <p>佐賀県県税条例第63条の2第6項の規定により、不動産取得税の減額又は還付について次のとおり申請します。</p> <table border="1" data-bbox="232 660 1106 708"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>注 1 略</p> <p><u>2 この減額又は還付の特例は、当該土地の取得の日から60日以内に、「住宅又は住宅の用に供する土地に係る特例の適用申告書」又は「住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予に関する申告書」を提出していない場合は適用されません。</u></p> <p><u>3 この申請書は、住宅の取得に係る「住宅又は住宅の用に供する土地に係る特例の適用申告書」と同時に又はその提出以後に提出してください。</u></p> <p><u>4 略</u></p>	略	<p>略</p> <p>(裏)</p> <p>略</p> <p>様式第20号</p> <p>略</p> <p>佐賀県県税条例第63条の2第8項の規定により、不動産取得税の減額又は還付について次のとおり申請します。</p> <table border="1" data-bbox="1160 660 2033 708"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>注 1 略</p> <p><u>2 略</u></p>	略
略			
略			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の佐賀県県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。